

千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第28号

千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則(昭和26年千葉市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(千葉市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市職員の通勤手当の支給に関する規則(昭和33年千葉市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3」に改める。

第9条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正)

第3条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則(昭和37年千葉市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当)

第13条の3 条例別表第2第21項の規則で定める者はその属する

職務の級が千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）別表第2の給料表の3級である者とし、同項の規則で定める額は日額1,500円とする。

第14条第2号中「幼保運営課」の次に「、幼保指導課」を加える。

第20条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

第21条第1項中「第24号」を「第25号」に改める。

（千葉市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第4条 千葉市職員の管理職手当に関する規則（昭和39年千葉市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2）定年前再任用短時間勤務職員 別表定年前再任用短時間勤務職員の支給額の欄に掲げる額に千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉市規則第20号）第2条の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額附則に次の1項を加える。

4 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年千葉市規則第28号）第4条の規定による改正後の千葉市職員の管理職手当に関する規則第2条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第5条 千葉県職員の給料の調整額に関する規則(昭和42年千葉県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36号」の次に「。附則第6項において「給与条例」という。」を加える。

第3条を次のように改める。

(調整額)

第3条 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号。以下この号及び次号並びに附則第4項において「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。) 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{25}{100}$ を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{25}{100}$ に相当する額を給料の調整額とする。

本則に次の1条を加える。

(端数計算)

第4条 前条第1項、第2項及び第4項の規定による給料の調整額並びに同条第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもってこれらの規定の額とする。附則に次の1項を加える。

- 6 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に $\frac{100}{100}$ の $\frac{70}{100}$ を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、「応じた額」とあるのは、「応じた額に $\frac{100}{100}$ の $\frac{70}{100}$ を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

(千葉県職員表彰規則の一部改正)

第6条 千葉県職員表彰規則（昭和44年千葉県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(千葉県職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 千葉県職員の住居手当の支給に関する規則（昭和46年千葉県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(千葉県教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第8条 千葉県教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和46年千葉県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和49年千葉県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員(第14条及び第14条の2において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第14条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この条及び次条において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の2第1項から第4項までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第10条 千葉県教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年千葉県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「採用された職員」の次に「(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円

以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(千葉県職員の職名に関する規則の一部改正)

第11条 千葉県職員の職名に関する規則(昭和62年千葉県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(千葉県職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第12条 千葉県職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年千葉県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第13条 単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(平成3年千葉県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

第5条第6項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「(次項において「再任用職員」という。))」を削り、「再任用職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第7項を削る。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料の額の特例措置)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後に

おける最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 4 第5条第5項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	243,600

別表第4職種の欄中「電話交換員」、「整備員」、「ホームヘルパー」及び「事務補助員」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

（千葉市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第14条 千葉市職員の給料等の支給に関する規則（平成3年千葉市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「育児短時間勤務職員等」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第1号中「含む。」の次に「附則第4項において「育児短時間勤務職員等」という。」を加え、「給与条例第5条の5」を「第5条の5」に改め、同条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」

に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「第5条の3」を「第5条第12項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

- 4 給与条例附則第19項の規定により読み替えて適用する給与条例附則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(千葉県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

- 第15条 千葉県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年千葉県規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

- 第16条 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年千葉県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)、第3条第3項並びに第8条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2の10の項、10の2の項及び16の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県職員互助会規則の一部改正)

第17条 千葉県職員互助会規則(平成19年千葉県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(千葉県職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員(千葉県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年千葉県条例第22号。以下「改正条例」という。))附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の千葉県職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則第2条の2第3号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正に係る経過措置)

第3条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)のうち、改正条例第2条の規定による改正後の千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号。以下「新給与条例」という。)第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員であって、千葉県職員の通勤手当の支給に関する規則第17条第1号に規定する常例とするものは、新給与条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員と

の権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による採用（改正条例第1条の規定による改正前の千葉市職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉市条例第4号。以下「旧定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（旧定年条例第4条又は改正条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正条例附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定による採用（改正条例第1条の規定による改正後の千葉市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項又は改正条例附則第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

2 改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する第2条の規定による改正後の千葉市職員の通勤手当の支給に関する規則（次項において「改正後の通勤手当規則」という。）第17条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日」とあるのは、「退職した日、当該採用に係る任期が満了した日及び千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の通勤手当規則第9条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉県職員の特殊勤務手当支給条例施行規則第20条の2第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第4条の規定による改正後の千葉県職員の管理職手当に関する規則(次項において「改正後の管理職手当規則」という。)第2条の規定の適用については、同条第1号中「別表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給額の欄」とあるのは、「別表定年前再任用短時間勤務職員の支給額の欄」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の管理職手当規則第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の千葉県職員の給料の調整額に関する規則第3条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員表彰規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の千葉県職員表彰規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の千葉県職員の

住居手当の支給に関する規則第3条の2に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の千葉県教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(次項において「改正後の期末勤勉手当規則」という。)第14条及び第14条の2の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第12条、第14条及び第14条の2の規定を適用する。

(千葉県教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第10条の規定による改正後の千葉県教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第3条の規定の適用については、同条中「職務の級及びその者の受ける号給」とあるのは「職務の級」と、「別表に掲げる額」とあるのは「別表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の千葉県教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉市職員の職名に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の千葉市職員の職名に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(千葉市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に係る経過措置)

第13条 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、千葉市職員の単身赴任手当の支給に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった暫定再任用職員であって、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものは、新給与条例第12条の2第3項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による採用(旧定年条例第2条の規定により退職した日(旧定年条例第4条又は改正条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正条例附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定による採用(新定年条例第2条の規定により退職した日(新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新地方公務員法第22条の4第1項又は改正条例附則第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

2 改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地方公務員法第22条の4第1項の

規定により採用された職員に対する第12条の規定による改正後の千葉県職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日」とあるのは、「退職した日、当該採用に係る任期が満了した日及び千葉県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉県条例第22号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日」とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第13条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（以下「新技能労務職給与規則」という。）第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新技能労務職給与規則第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正条例附則第14条の

規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用される改正条例第7条の規定による改正後の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（千葉市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の千葉市職員の給料等の支給に関する規則第1条の2第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第16条の規定による改正後の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項において「改正後の勤務時間規則」という。）第9条第1項第2号の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の勤務時間規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（千葉市職員互助会規則の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、第17条の規定による改正後の千葉市職員互助会規則第2条第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。